

学校生活上の留意点

令和8年4月改定

校訓

誠実 明朗 進取

何事にも誠実に向き合えば、そこからはいつしか明朗な気持ちが生まれてくるものです。そして、明朗な気持ちは進取の精神を育むものです。

1. 8時30分までに登校し、常にゆとりのある生活を心がけること。
2. 一度門をくぐったら、外出は禁止です。特に理由があり外出が必要な時は、担任まで届け出て許可を受けること。なお、無断外出は、厳重な指導を行います。
3. 生徒証及び生徒手帳は、常に携帯しておくこと。
4. 1限開始以降に遅刻をしたときは、教室に行く前に生活指導室へ行き、遅刻カードを記入し、教科担当者に手渡すこと。遅刻カードを記入せずに無断入室した場合や遅刻が重なると、厳重な指導を行います。
あらかじめ遅刻することが分かっているときは、生徒手帳に遅刻理由を書いてくること。緊急の場合はグーグルフォームで連絡をしてください。
通院の時は領収書等の確認をします。交通機関の遅延による遅刻の場合は、各交通機関の遅延証明書を担任に提出すること。
5. 欠席するときは、必ず保護者がグーグルフォームで連絡をしてください。
6. 早退しなければならないときは、生徒手帳により早退届を担任まで提出し、許可を受けること。体調不良などで早退をするときは、保健室で所定の手続きを行うこと。
7. 服装は「(別記)服装規定」に示されたとおりにする。制服等の加工は絶対にしない。加工した場合は、新品を買いなおしていただきます。

8. アクセサリー等は不要なものにつき、学校へは身につけてこない。
9. 貴重品等は原則持ってこない。やむを得ず持ってきた場合は、自己管理を徹底すること。
10. 異装が必要な場合は、生活指導部にある「異装届」を提出し許可を受けること。
11. アルバイトは許可制です。どうしてもアルバイトをしなければならない場合は、保護者や担任等とよく相談の上、「アルバイト届」を提出すること。
12. スマートフォンは使用のルールを守ること。授業中の使用は禁止です。
13. 自転車通学をする場合は、「自転車通学許可願」を提出し、許可受けること。運転免許及び車両取得者については、取得後 2 週間以内に登録を完了すること。
(登録用紙は生活指導室にあります)
登録を怠ったり、車両(同乗も含む)により登下校したものは厳重な指導を行います。
また、無免許運転(同ほう助)や交通違反についても厳重な指導を行います。
14. 喫煙(同伴も含む)及び喫煙具所持(タバコ・電子タバコ・ライター等)については、校内外を問わず厳重な指導を行います。
15. クラブ活動や生徒会活動、学校行事には積極的に参加し、充実した学校生活がおくれるよう努めてください。